



AGORA
HOSPITALITY GROUP

第83回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年3月30日（火曜日）午前10時

開催場所 大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1
ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺
3階 利休
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照く
ださい。)

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目 次

第83回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ

株主各位

証券コード 9704
2021年3月5日

東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ

代表取締役社長 **クォック・ゲイリー・ヤン・クエン**

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年3月29日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年3月30日（火曜日）午前10時
2 場 所	大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階 利休
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第83期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第83期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	（1）書面による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。 （2）インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、2021年3月29日（月曜日）午後6時までに行使してください。 （3）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/>) への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- また、事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます
- 第83回定時株主総会招集ご通知の発送は、2021年3月5日を予定しておりますが、早期に情報をご提供する観点から、発送前に開示いたしました。

当社ウェブサイト (<https://www.agora.jp/>)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月30日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月29日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対するの賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月29日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
賛成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
反対	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号、第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

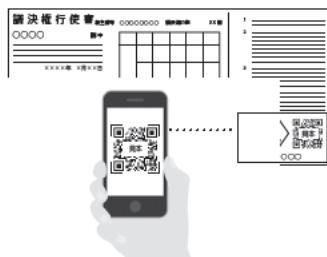
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたしません。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

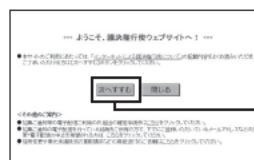
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループは宿泊事業を拡充するため、2012年5月1日から商号「東海観光株式会社」から「株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ」に変更し着実に事業の拡充に邁進してまいりました。このようななか、国内外のお客様、お取引先様、株主様を含むすべてのステークホルダーに対して、より分かり易く統一されたブランディングを行い当社の認知度を向上させることを目的として、英文表記を含む現行定款第1条の商号を変更するものであります。なお、商号変更につきましては、附則により2021年5月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

つぎに、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的として、事業年度ごとの取締役としての責任の明確化に加えて、株主の皆様からの負託を確認するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うとともに、現行定款第23条（代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高財務責任者）に、事業の推進体制の効率化および迅速化を図るため取締役の役職を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (商 号) 当社は、株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループと称し、英文ではAGORA Hospitality Group Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第2条～第20条 (条文省略)</p> <p>第21条 (任 期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高財務責任者) 当社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定め、その内1名を取締役社長とする。 2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名、ならびに取締役CEO (最高経営責任者) および取締役CFO (最高財務責任者) 各1名をおくことができる。</p> <p>第24条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (商 号) 当社は、株式会社アゴラ ホスピタリティー グループと称し、英文ではAgora Hospitality Group Co., Ltd.と表示する。</p> <p>第2条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (任 期) 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (代表取締役、役付取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者) 当社は、取締役会の決議により代表取締役若干名を定め、その内1名を取締役社長とする。 2 取締役会の決議により、前項のほか、取締役会長、専務取締役および常務取締役若干名、ならびに取締役CEO (最高経営責任者)、取締役COO (最高執行責任者) および取締役CFO (最高財務責任者) 各1名をおくことができる。</p> <p>第24条～第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 第1条 (商号) の変更は2021年5月1日をもって効力を生ずるものとし、同日付をもって本附則を削除する。</u></p>
(新設)	

取締役7名選任の件

本定時総会の終結の時をもって、取締役7名（うち社外取締役3名）全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

**Gary
Yan Kuen
Kwok**

クォック・ゲイリー・

ヤン・クエン

再任

生年月日

1980年12月21日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2003年9月 クレディ スイス インベストメント バンク社
アジア コーポレート ファイナンス グループ
- 2007年5月 バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社
アジア コーポレート ファイナンス グループ
- 2009年1月 バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社
アジア ジェネラル インダストリーズ グループ
- 2013年1月 バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社
コーポレート ファイナンス グループ ディレクター
- 2015年9月 バンク オブ アメリカ メリル リンチ インベストメント バンク社
リアルエステート ゲーミング ロッジング グループ シニア ディレクター
ゲーミング ロッジング グループ 責任者
- 2017年1月 シノコー インベストメント コーポレーション社共同創業者
兼 エグゼクティブ バイス プレジデント（現任）
- 2017年3月 当社社外取締役
- 2018年3月 当社代表取締役（現任）
- 2018年3月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ代表取締役社長（現任）
- 2020年5月 株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺代表取締役（現任）
- 2020年5月 株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント大阪代表取締役（現任）

選任理由

候補者クォック・ゲイリー・ヤン・クエン氏は2017年3月に当社社外取締役に就任し、金融機関での業務を通じて得られた宿泊事業に対する豊富な知見とグローバルビジネスに関する高い見識に基づき、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。その後、2018年3月から現在まで代表取締役社長および宿泊事業を管掌し、当社における経営戦略並びに経営全般の業務執行の決定および統括的な監督機能を担っております。

今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

Winnie
Wing
Kwan
Chiu

ウィニー・チュウ

ウィン・クワン

再任

生年月日

1980年4月24日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年6月 マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター（現任）
2004年8月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社ディレクター
2008年7月 ランド アンド ジェネラル社ノンエグゼクティブディレクター
2010年6月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社
エグゼクティブディレクター
2010年9月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社
チーフストラテジーオフィサー
2011年11月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社社長（現任）
2015年3月 ファー イースト グローバル アジア社 ディレクター（現任）
2015年6月 当社社外取締役
2019年3月 当社取締役（現任）
2019年6月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社エグゼクティブ・ディレクター（現任）

選任理由

候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、ドーセットホテルを運営するドーセット ホスピタリティ インターナショナル社社長としての宿泊事業に関するグローバルな経験を有し、世界的規模での宿泊事業に精通しております。同氏は2015年6月に当社の社外取締役に就任し、当社の業務執行体制の監督等を担ってまいりました。同氏の国際的なネットワークと当社の事業とのシナジー効果により業容拡大ができるものと考え、2019年3月より業務執行を行う取締役に就任いたしました。また、2015年6月より現在まで取締役会議長として、当社の成長戦略および業務執行に関して的確な意見を述べております。

今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと考え、業務執行を行う取締役候補者といたしました。なお、候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は当社の主要株主であるファー イースト グローバル アジア社のディレクターであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

浅生 浩
あそう ひろし

再任

生年月日

1968年9月17日

所有する当社の株式数

10千株

候補者番号

4

江上 正巳
えがみ まさみ

再任

生年月日

1970年8月1日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 伊藤忠商事株式会社入社
1995年4月 株式会社東京ヒューマニア・エンタプライズ (出向)
ホテル日航東京開業準備室
2002年4月 株式会社イーシップ入社
2005年1月 上海宏軒广告有限公司 副総経理
2006年10月 株式会社新華通信ネットジャパン代表取締役社長
2007年12月 上海天基广告有限公司 副総経理
2011年1月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役 (現任)
2017年3月 当社取締役 (現任)

選任理由

候補者浅生浩氏は伊藤忠商事株式会社に入社後、ホテル日航東京開業準備室およびアジア・中国における商社事業を経験した後、中国国内においてのビジネス経験を有しております。同氏は2017年3月に当社取締役に就任し、アジア地域での商社・物流事業を通じた幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、当社における経営全般の業務執行の決定および当社の中核事業である宿泊事業の新規案件業務の執行および監督を行ってまいりました。

今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年3月 ヒルトン インターナショナル 入社 (大阪、日本)
2005年7月 インターコンチネンタル ホテルズ グループ (マナマ市、バーレーン)
営業統括本部長兼総支配人代理
2008年4月 インターコンチネンタル ホテルズ グループ (横浜市、日本)
副総支配人
2010年8月 ケンピンスキー ホテルズ (アンマン市、死海、ヨルダン) ホテル支配人
2012年8月 ケンピンスキー ホテルズ (アカバ市、ヨルダン) 総支配人
2014年8月 ケンピンスキー ホテルズ (ビクトリア市、セイシェル) 総支配人
2019年11月 株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役 (現任)
2020年3月 当社取締役 (現任)

選任理由

候補者江上正巳氏は1990年に宿泊事業におけるキャリアを料飲部門からスタートし、フロント業務、宿泊予約、セールス&マーケティング、品質管理など宿泊事業に関わるあらゆる部門で経験を積み、その後ケンピンスキー ホテルズの総支配人を務め、約30年にわたりホテル運営におけるキャリアを有しております。また、日本国内だけではなく、ヨーロッパ、中近東、アフリカ、アジアを含む世界11カ国で幅広い経験を有しており、同氏の国際感覚に富んだ豊かな視点と豊富な経験が、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると考え、2020年3月に当社取締役に就任いたしました。今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

北村 隆則

きたむら たかのり

再任

社外・独立

生年月日

1946年11月15日

所有する当社の株式数

一千株

候補者番号

6

Clarence
Yean Kang
Wong

クラレンス・
ウォン・カン・イエン

再任

社外

生年月日

1970年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4月 外務省入省
1989年 1月 外務省経済協力局調査計画課長
1990年12月 外務省大臣官房儀典官
1998年 7月 駐中国公使
2004年 4月 駐香港総領事
2006年 9月 駐ギリシャ大使
2010年 7月 外務省退職
2010年 8月 香港中文大学教授
2013年 3月 当社社外取締役（現任）
2015年 8月 香港中文大学客員教授（現任）

選任理由

候補者北村隆則氏は2013年3月に当社社外取締役に就任いたしました。また、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、外交官および学識経験者としての幅広い実績と豊かな国際感覚に基づき、独立した立場から当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年12月 ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社ビジネスディベロップメントマネージャー
2003年 3月 当社監査役
2005年 3月 当社監査役退任
2005年 8月 パークソン リテール グループ社CFO
2013年 8月 ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社CFO
2015年 2月 ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社カンパニーセクレタリー
2015年 6月 当社監査役
2016年 1月 ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社カンパニーセクレタリー兼COO（東南アジア・中国担当）（現任）
2017年 3月 当社監査役退任
2017年 3月 当社社外取締役（現任）

選任理由

候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏は2015年6月に当社監査役に、2017年3月に当社社外取締役に就任しました。同氏はドーセットホテルを運営するドーセット ホスピタリティー インターナショナル社のCOOとしてグローバルなホテルを運営する経営者の観点から、当社の業務執行に関する助言・監督等を行っております。今後も当社社外取締役として、業務執行体制の監督機能を適切に遂行することができるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

7

Giovanni Angelini

アンジェリーニ・ジ
ヨバンニ

再任

社外・独立

生年月日

1945年9月23日

所有する当社の株式数

－千株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年6月 シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社CEO
兼マネージングディレクター
- 2009年5月 アンジェリーニ ホスピタリティー社 会長（現任）
- 2011年4月 デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海)株式会社
副会長（現任）
- 2013年6月 ニュー センチュリー リアルエステート インベストメント トラスト社
独立社外取締役（現任）
- 2014年3月 ドーセット ホスピタリティ インターナショナル社独立社外役員
- 2018年10月 当社社外取締役（現任）

選任理由

候補者アンジェリーニ・ジヨバンニ氏は2018年10月より当社社外取締役に就任いたしました。東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、独立した立場から当社の経営に関する助言・監督等を行っております。元シャングリ ラ ホテル アンド リゾーツ社のCEOを務めるなど、世界的規模での宿泊事業における豊富な経験と知見を有し、当社の中核事業である宿泊事業に精通していることから、今後も当社業務執行の監督等の役割を十分に果たしていただくことができると判断し社外取締役候補者といたしました。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであります。
2. 上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 候補者クラレンス・ウォン・カン・イエン氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、同氏は過去当社の監査役であったことがあります。
6. 候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年6ヵ月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
8. 本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配慮したうえで候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。
9. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

監査役3名選任の件

本定時総会の終結の時をもって、監査役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

杉戸 壽一郎

すぎと じゅいちろう

再任

生年月日

1956年6月11日

所有する当社の株式数

50千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1980年4月 東京総合信用株式会社（現株式会社セディナ）入社

2009年10月 当社入社

2010年1月 当社財務経理部部长

2016年7月 当社CFO付部長

2017年3月 当社常勤監査役（現任）

選任理由

候補者杉戸壽一郎氏は2017年に当社監査役に就任し常勤監査の役割を担っております。同氏は当社財務経理部部长を長年務め、当社グループの事業に関する財務・経理の幅広い知見を有しております。

今後も、当社の監査体制を強化できるものと判断し、監査役候補者とするものであります。

候補者番号

2

遠藤 新治

えんどう しんじ

再任

社外

生年月日

1931年5月24日

所有する当社の株式数

20千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1953年4月 大蔵省主税局

1970年3月 衆議院議員秘書

1978年3月 税理士登録 遠藤新治税理士事務所（現任）

2008年3月 当社社外監査役（現任）

選任理由

候補者遠藤新治氏は2008年に当社社外監査役に就任いたしました。東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、同氏は税理士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知見を有しております。同氏は直接的に会社経営に関与された経験はありませんが、その経験と見識から、社外監査役としての職務を経営全般の監視と有効な助言を行っております。

今後も、社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたし社外監査役候補者とするものであります。同氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者番号

3

Boswell Wai Hung Cheung

チェン・ワイハン・ボ
ズウェル

再任

社外

生年月日

1970年9月29日

所有する当社の株式数

一千株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者遠藤新治およびチェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は社外監査役候補者であります。

3. 候補者遠藤新治氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって13年となります。また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定する予定であります。

4. 候補者チェン・ワイハン・ボズウェル氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。

5. 当社は候補者杉戸壽一郎、遠藤新治およびチェン・ワイハン・ボズウェルの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外監査役として各氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

6. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、本議案の候補者全員が選任された場合は当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

略歴、地位および重要な兼職の状況

1994年12月 デロイト トウシュ トーマツ入所

1997年 1月 アーンスト アンド ヤング入所

1998年 6月 ブライト インターナショナル グループ入社

2010年 9月 ファー イースト コンソーシウム インターナショナル社CFO アンド カンパニーセクレタリー

2011年 3月 当社社外監査役 (現任)

2017年 9月 ケイ ワー リアル エステート社CFO

2019年 9月 ファー イースト コンソーシウム インターナショナル社CFO アンド カンパニーセクレタリー (現任)

選任理由

候補者チェン・ワイハン・ボズウェル氏は2011年に当社監査役に就任いたしました。公認会計士としての豊富な経験と財務および会計に関する専門的な知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を行っております。

今後も社外監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断いたし社外監査役候補者とするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第3号議案「監査役3名選任の件」が承認可決されることを条件として社外監査役に再任されます遠藤新治氏およびチェン・ワイハン・ボズウェル氏の2名の補欠として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了する時までとなります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者

平野 貴徳
ひらの よしのり

新任
社外

生年月日

1977年12月3日

所有する当社の株式数

一千株

略歴、地位および重要な兼職の状況

2002年 4月 オリックス株式会社 入社
2005年 7月 キャピタランド・ジャパン株式会社入社 インベストメント・アセットマネジメント部長
2013年 7月 キャピタランド・モール・ジャパン株式会社（現：キャピタランド・インターナショナル・ジャパン株式会社）インベストメント・アセットマネジメント部長
2015年 3月 コンポジション キャピタル パートナーズ アジア リミテッド 日本マーケット投資責任者
2017年 2月 リエゾンジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）

選任理由

候補者、平野貴徳氏は不動産の鑑定評価、デューデリジェンス業務、不動産取引など不動産取引のあらゆる部門で経験を積んだ他、海外の不動産投資会社でのインベストメント・アセットマネジメント部門の責任者を務め、不動産投資において豊富な実績と豊かな国際感覚を養われてきました。その後、リエゾンジャパン株式会社を設立し代表取締役を務めております。また、同氏は不動産鑑定士の資格も有しており不動産評価に関する専門的な知見を有しております。その豊富な知見と専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者平野貴徳氏は、リエゾンジャパン株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と不動産の開発および管理に関する業務委託契約を締結しており取引関係があります。
2. 候補者平野貴徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2020年2月ごろから新型コロナウイルス感染症の流行による影響が認められ、その後の経済活動にも多大な影響を及ぼしております。このような状況のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染症の蔓延により、2020年2月以降、客室、レストラン、宴会を含むすべてのホテル運営に非常に大きな影響を受けました。また、マレーシアにおける霊園事業におきましても、その売上高は新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受け減少しております。その結果、連結売上高は前年度のおおよそ半分である3,316百万円（前期比52.6%減）となりました。一方、費用面ではホテル運営における人件費、水光熱費、修繕費他、賃料等の金額が大きく、継続的に発生する固定費用を削減した他、本社部門の費用削減を推し進めた結果、営業損失1,371百万円（前期は営業損失53百万円）となりました。営業外収益として当社の保有する豪ドル建て資産に係る持分法による投資利益101百万円等を計上したこと、営業外費用として支払利息99百万円等を計上したこと等により、経常損失は1,354百万円（前期は経常損失35百万円）となりました。また、新型コロナウイルス感染症の流行の長期化に備えるべく、手元資金の流動性を確保するために賃貸用不動産に係る信託受益権を売却し、その固定資産売却益525百万円を特別利益として計上した他、特別損失として新型コロナウイルス感染症による損失349百万円を計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は1,194百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失198百万円）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

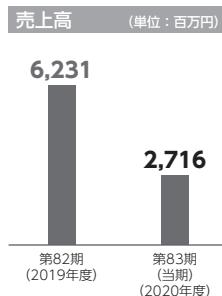
計算書類

監査報告

	第82期 (2019年12月期)	第83期 (2020年12月期)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	7,001	3,316	52.6%減
営業損失 (△)	△53	△1,371	-
経常損失 (△)	△35	△1,354	-
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△198	△1,194	-

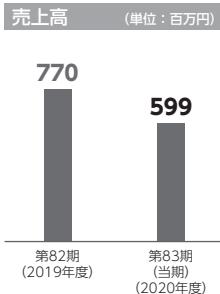
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

宿泊事業部門



当社の宿泊事業部門につきましては、昨年度までは訪日外国人旅行者の宿泊利用による売上がその大部分でありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を2月以降受け初め、訪日外国人旅行者の利用は無くなっております。また、4月から始まった緊急事態宣言、当社の主要な宿泊施設がある大阪府での感染症拡大防止施策の影響もあり、2020年4月から夏季休暇シーズンにかけてホテルのレストラン、宴会部門の利用も著しく減少いたしました。その後、徐々にではありますが国内のお客様のご利用は回復基調にあります。また、政府の推進する“Go To トラベル”事業やスポーツ団体の利用を積極的に取り込む施策により、一部のホテルにおいては一時的に売上高を押し上げることが出来ましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の再流行によるキャンセルの影響も大きく予断の許さない状況が続いております。そのような中、売上高では前期を大幅に下回る2,716百万円（前期比56.4%減）となりました。一方、費用面では、宿泊施設の人件費および水光熱費をはじめとする固定費の削減に取り組んでおりますが、営業損失1,138百万円（前期は営業利益70百万円）となりました。

その他投資事業部門



その他投資事業部門におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けマレーシアにおける霊園事業の売上高は470百万円（前期比13.7%減）となりました。また、賃貸用不動産の信託受益権を売却したことにより当該不動産から得ていた賃貸収入が減少した結果、その他投資事業部門の売上高は前期を下回る599百万（前期比22.1%減）、営業利益は76百万（前期比59.9%減）となりました。

当連結会計年度における配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勧告し、無配とさせていただきます。何卒株主の皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充ちいたしました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

5. 事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

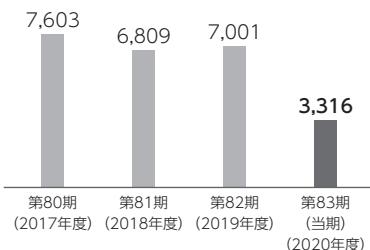
特記すべき事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

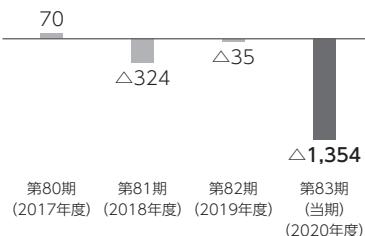
特記すべき事項はありません。

8. 財産および損益の状況の推移

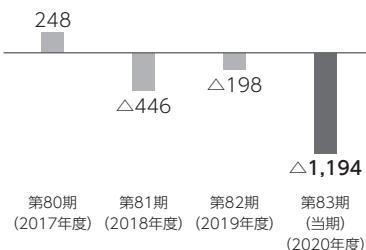
売上高 (単位：百万円)



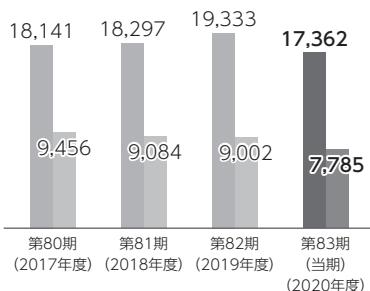
経常損益 (単位：百万円)



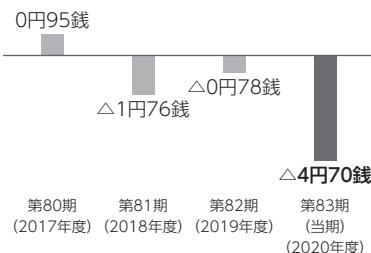
親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



区分		2017年度 第80期	2018年度 第81期	2019年度 第82期	2020年度 (当期) 第83期
売上高	(百万円)	7,603	6,809	7,001	3,316
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	70	△324	△35	△1,354
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	248	△446	△198	△1,194
1株当たり当期純損益又は1株当たり当期純損失	(円)	0円95銭	△1円76銭	△0円78銭	△4円70銭
総資産	(百万円)	18,141	18,297	19,333	17,362
純資産	(百万円)	9,456	9,084	9,002	7,785

9. 対処すべき課題

2020年は日本をはじめ世界中のどの人にとっても忘れられない年でした。新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちが置かれた環境が非常に厳しいものであると認識しています。

宿泊事業につきましては、2020年3月以降、私たちは売上を増やすあらゆる機会を見つけながら、コストを厳格に管理し、経営資源を効率的に使う運営をおこなってきました。特に、2020年9月以降、政府が推進した”Go Toキャンペーン”により旅行者は徐々に回復し、ビジネス状況も改善が認められました。しかし、ビジネス環境が以前の状況に戻るには、まだまだほど遠い状況であり、新型コロナウイルスが終息し、海外旅行者が制限なく旅行できるようになるまで訪日外国人観光客は戻ってはきません。ビジネス環境は以前の状況に戻ることは無く、2021年は依然として非常に困難な状況が続くという現実と直面することは避けられません。2020年と同様に引き続きコストを管理し、最も効率的なコスト構造の下で会社を運営してまいります。

次に、アゴーラ銀座とアゴーラ京都の新ホテルは2021年の春にオープンいたします。これらのホテルは私たちの新しいデザインコンセプトのもとで建てられたホテルであり、皆様が直接それらを目にして体験していただきたく存じます。また、夏季オリンピックの開催にあたり新型コロナウイルスの流行が劇的に収束し、外国人のお客様を日本にお迎えできるようになることに私たちのだれもが期待しています。全社一丸となり、不断の努力を続けることにより、私たちは新型コロナウイルスの影響から脱した後に、より良い、より強い会社となっていることを確信しています。

また、その他投資事業につきましても、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うリスクを含み想定されるリスクを引き続きコントロールしたうえで業績向上に寄与するよう努めてまいります。

10. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ	57,496千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント大阪	4,800千円	100.0%	国内における宿泊事業
株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺	0千円	100.0%	国内における宿泊事業
難波・ホテル・オペレーションズ株式会社	30,100千円	100.0%	国内における宿泊事業
ギャラクシー合同会社	100千円	100.0% (100.0%)	国内における宿泊事業
南麻布二十一合同会社	21,000千円	100.0% (100.0%)	国内における不動産賃貸事業
パタ・インターナショナル社	199米ドル	49.7% [50.3%]	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業
ラワン・メモリアル・パーク社	1,000千マレーシアリングット	92.7% [7.3%]	マレーシアにおける霊園事業

(関連会社)

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
ヒドゥン・バレー・オーストラリア社	2豪ドル	50.0% (50.0%)	オーストラリアにおける住宅等不動産開発事業

(注) 出資比率欄の(内書)は間接出資であり、[外書]は緊密な者等の出資比率を記載しております。

11. 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

宿泊事業、その他投資事業

12. 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社東京スター銀行	4,332百万円
株式会社関西みらい銀行	1,139百万円
United Overseas Bank Limited	930百万円
株式会社りそな銀行	214百万円

13. 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

セグメント	宿泊事業	その他投資事業	全社 (共通)	合計
従業員数	321名	34名	11名	366名

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、複数のセグメントに従事しているまたは特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

14. 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都
ホテル・アゴーラ大阪守口	大阪府
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺	大阪府
アゴーラ・プレイス大阪難波	大阪府
アゴーラ・金沢	石川県
ヒドゥン・バレー	オーストラリア
ラワン・メモリアル・パーク	マレーシア

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,200,000,000株
2. 発行済株式総数 281,708,934株
(自己株式 27,764,544株を含む)
3. 株主数 14,522名
4. 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
クレディ スイス アーゲー ホンコン トラスト アカUNT フア ー イースト グローバル アジア アカUNT ツー	83,095	32.72
ユービーエスエージーシンガポール	40,000	15.75
フアー・イースト・グローバル・アジア株式会社	29,000	11.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,992	2.36
デービーエス バンク リミテッド 700104	3,001	1.18
川名 貴行	2,078	0.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	1,843	0.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,720	0.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	1,512	0.60
インタラクティブ・ブローカーズ・エルシーシー	1,353	0.53

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式27,764,544株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等（当期中）および保有（当期末）

(1) 取得株式

株式の種類	普通株式
株式数	1株

(2) 処分株式

株式の種類	普通株式
株式数	－株

(3) 保有株式

株式の種類	普通株式
株式数	27,764,544株

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年12月31日現在)

	第9回新株予約権	
発行決議の日	2019年3月26日開催定時株主総会	
保有人数および新株予約権の数	10名	202,600個
当社取締役（社外取締役除く）	4名	195,000個
当社社外取締役	4名	6,000個
当社監査役	2名	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	20,260,000株	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権1個当たり株式数	100	
新株予約権の行使に際して出資される財産の総額	729,360,000円	
新株予約権行使期間	2020年5月30日から2025年4月30日 (1) 割当日からその1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。 (2) 割当日の1年後の応当日から割当日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の33%について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (3) 割当日の2年後の応当日から割当日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の66%（ただし、割当日の2年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の66%までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。 (4) 割当日の3年後の応当日から割当日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。	

行使の条件	<p>(1) 対象者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。</p> <p>(2) 対象者が前述（1）の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇もしくは諭旨解雇または自己都合による辞任もしくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができる。</p> <p>(3) 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めない。</p> <p>(4) 新株予約権の質入、その他処分は認めない。</p> <p>(5) その他の行使の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
-------	--

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2020年12月31日現在)

1. 取締役および監査役の氏名、担当および重要な兼職の状況

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	クォック・ゲイリー・ヤン・クエン	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ代表取締役社長、株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント堺代表取締役、株式会社アゴーラ・ホテルマネジメント大阪代表取締役、シノコー インベストメント コーポレーション社共同創業者兼エグゼクティブ バイス プレジデント
取締役	浅生浩	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役
取締役	ウィニー・チュウ・ウイン・クワン	ファー イースト グローバル アジア社ディレクター、マレーシア ランド プロパティーズ社ディレクター、ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社社長、ファー イースト コンソーシウム インターナショナル社エグゼクティブ ディレクター
取締役	江上正巳	株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ取締役
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティー インターナショナル社カンパニー セクレタリー アンド COO (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティー社会長、ニュー センチュリー リアルエステート インベストメント トラスト社独立社外取締役、デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント(上海) 株式会社副会長
常勤監査役	杉戸壽一郎	—
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシウム インターナショナル社CFO アンド カンパニー セクレタリー

- (注) 1. 取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役杉戸壽一郎氏は、当社財務経理部長を長年務め財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、遠藤新治氏は税理士として培われた専門的知識・経験等を有しており、チェン・ワイハン・ボズウェル氏は、会計士の資格を有しております。両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役北村隆則、取締役アンジェリーニ・ジョバンニ氏および監査役遠藤新治の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役CFO佐藤暢樹氏は2020年4月30日をもって辞任により退任いたしました。
6. 取締役ホイ・チン・ラウ氏は2020年12月3日をもって辞任により退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

社外取締役北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イエンおよびアンジェリーニ・ジョバンニの各氏、監査役杉戸壽一郎、遠藤新治、チェン・ワイハン・ボズウェルの各氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額であります。

3. 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役	9名	73,413千円
監査役	3名	6,054千円
計	12名	79,468千円

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。上記の支給人員は任期途中で退任した取締役2名を含んでおり、また、無報酬の取締役が1名在任しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼任状況

区分	氏名	重要な兼任状況
取締役	北村隆則	香港中文大学客員教授
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イエン	ドーセット ホスピタリティーズ インターナショナル社カンパニーセクレタリー アンド CFO (東南アジア・中国担当)
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	アンジェリーニ ホスピタリティーズ 社会長、ニュー センチュリー リアルエステート インベストメント トラスト社独立社外取締役、デュシット 富都 インターナショナル ホテル マネジメント (上海) 株式会社副会長
監査役	遠藤新治	遠藤新治税理士事務所
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	ファー イースト コンソーシアム インターナショナル社 CFO アンド カンパニー セクレタリー

(注) 社外役員が兼任する他の各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	北村隆則	当事業年度開催の取締役会には、7回中6回出席しており、取締役会の場に限らず、外交官としての国際関係業務の豊富な経験に基づき、当社の経営上有用な意見を述べております。
取締役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	当事業年度開催の取締役会には、7回中6回出席しており、当社の中核事業であるホテル事業に関する豊富な見識を有し、企業経営者としての見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
取締役	ホイ・チン・ラウ	当事業年度開催の取締役会には、社外取締役を退任した日までに開催された取締役会6回中2回出席しており、長年にわたる金融機関における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。
取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	当事業年度開催の取締役会には、7回中7回出席し、長年にわたるホテル事業における豊富な経験および経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会の場に限らず、当社の中核事業であるホテル事業に関し有用な意見を述べております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	遠藤新治	当事業年度開催の取締役会には、7回中7回、監査役会には、8回中8回出席しており、税理士としての専門的な見地から当社の経営上有用な意見を述べております。また、取締役会の場に限らず、法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。
監査役	チェン・ワイハン・ボズウェル	当事業年度開催の取締役会には、7回中7回、監査役会には、8回中8回出席しており、会計士としての専門的見地から法令順守体制および内部管理体制の強化などについて有用な意見を述べております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	6名	4,915千円

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 会計監査人に対する報酬等

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 当該事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 | 25,200千円 |
| (2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 26,200千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の当該事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人は、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、定款、規則等を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に努めていくものとする。また、監査役会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めるとともに、経営機能全般に対する監督強化を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

- ①当社は、取締役の職務執行に係る情報を、取締役会規程および内部情報管理に関わる規程等に従い適切に保存および管理していくものとする。
- ②文書の管理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能を整備し、損失を最小限度にとどめるための必要な対応を行うものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において、会社の運営に関する基本方針に関する事項、年次事業計画に関する事項およびその他重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督していくものとする。
- ②当社は、取締役会付議事項以外の業務執行上の重要事項を決定するため、経営に関する会議を必要に応じて開催し、経営の迅速さを確保していくものとする。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア．国内および海外における子会社・関連会社より定期的に業績等を報告させ、必要に応じて協議を行う。
 - イ．海外事業担当を設置し、事業の運営および管理を推進する。
- ②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務することにより、子会社・関連会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。
- ③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣、業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっていくものとする。
- ②監査役職務を補助すべき使用人は、当該職務について他の取締役等より指揮命令を受けず、独立して職務を執行する。
- ③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会、経営に関する会議等重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して監査を行う。
- ②当社および子会社、関連会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令・定款等に違反するおそれのある事項を見聞した場合は適宜監査役に報告する。また、当社は、その報告を行った者が、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制の確保に努める。

- ③監査役は、会計監査人、顧問弁護士と定期的に情報交換を行うものとする。
- ④当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため年次予算を設け、監査役がその費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、その予算の範囲内において、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 当事業年度における当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、予め定められている取締役会の付議項目以外の経営上の重要な課題についても、適宜・適切に取締役会において審議・報告がなされております。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存、管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に従い運営しております。その執行に係る情報の保管については、内部情報管理に関わる規程として「会社情報管理規程」に従い適切に保存および管理しており、株主総会や取締役会等の議事録、会計帳簿、契約書等の重要文書については、主幹部署において適切に保存・管理されております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を与える、経営環境の変化その他災害・事故、および海外投資をはじめとする為替・株価等の資産価値変動、並びに法的規制等のリスクを統括管理する組織機能として取締役会がその責務を担い、取締役会は年7回開催し、業務運営にまつわる損失を最小限度にとどめるための必要な審議を行いました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規程」および「職務権限規程 決裁要項」に基づき、取締役会議長より提案される経営上重要な事項の承認と、役員等の職務執行および業務執行者による職務執行の報告を受け、経営全般を監督しております。また、取締役会の運営を補完する機能として、「稟議決裁規定」を設け「職務権限規程 決裁要項」に基づき、役職者に適切な権限の移譲を行い業務の円滑な処理を行っております。

(5) 当社並びに国内および海外における子会社・関連会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社・関連会社の、取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告および損失の危険の管理に関する規程その他の体制
国内子会社については毎月業績等を報告させ必要に応じて協議を行い業務執行を行っております。
海外子会社については、代表取締役がその事業担当として、運営および管理をモニタリングしております。
- ②子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の業務執行をする取締役が子会社・関連会社の取締役を兼務しており、その状況は「Ⅳ.会社役員に関する事項」に記載しております。
- ③子会社・関連会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
関係取締役、監査役の国内および海外子会社・関連会社への派遣を行っており、当年度は代表取締役を海外子会社のモニタリングのため派遣しております。
また、国内子会社の従業員についても内部通報制度を周知しており、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、監査役監査の実効性を高め、監査を円滑に遂行するために、内部監査室と連携を図るなど、監査役監査を支援・整備する体制をとっております。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人が他部署の使用人を兼務しておりますが、監査役に係る業務を優先して従事しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会を8回開催いたしました。監査役会において監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席や、事業活動を行う現場に赴くことにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

- ②自主的な監査・牽制機能として、内部監査室を設置しております。会計監査人、監査役と定期的な意見交換を実施した他、適宜、取締役の業務執行状況について監査を進めてまいりました。また、従業員からの内部通報制度を整備し、通報には内部監査室が中心となり迅速かつ適切に対応し、違反行為には厳正な処分を行うとともに再発防止に努めております。
- ③監査機能の実効性を高めるために、日本監査役協会から定期的に情報を入手する他、各種研修会等への参加を行い研鑽に努めております。また、常勤監査役が中心になり、会計監査人と定期的に情報交換を行い、顧問弁護士とも連携を図っております。

VII 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配するものの在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

VIII 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、当社グループの中核事業である宿泊事業における今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図ります。剰余金の配当等を行うためには、まず、安定的に親会社株主に帰属する当期純利益を計上できる収益構造を確立することが第一と考えております。当社は事業環境の変化が激しいことを考慮し、中期3か年経営計画やROE等の数値目標に関する対外公表は行っておりませんが、当社が継続的に事業を拡大し、収益構造を確立するためには、当社グループで運営するホテルアライアンスを拡大し、安定的な収益確保を図ることが肝要と考え、業績の向上に努める所存です。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第83期 2020年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	4,376,920
現金及び預金	2,175,524
売掛金	179,588
有価証券	240,215
貯蔵品	66,104
開発事業等支出金	1,178,694
その他	542,703
貸倒引当金	△5,910
II 固定資産	12,801,185
1.有形固定資産	10,656,037
建物及び構築物	2,864,096
車両運搬具	2,256
工具、器具及び備品	91,736
土地	6,160,963
建設仮勘定	1,536,984
2.無形固定資産	1,285,535
商標権	0
ソフトウェア	16,514
のれん	1,269,021
3.投資その他の資産	859,612
投資有価証券	148,516
長期貸付金	376,955
その他	334,140
III 繰延資産	183,933
開業費	183,933
資産合計	17,362,039

科目	第83期 2020年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	2,235,493
買掛金	173,509
1年内返済予定の長期借入金	105,380
未払金	1,435,795
未払費用	30,754
未払法人税等	19,622
ポイント引当金	250
その他	470,181
II 固定負債	7,341,409
長期借入金	6,593,421
長期預り保証金	374,435
資産除去債務	26,000
その他	347,552
負債合計	9,576,902
純資産の部	
I 株主資本	6,449,983
資本金	8,534,406
資本剰余金	2,646,000
利益剰余金	△3,696,886
自己株式	△1,033,537
II その他の包括利益累計額	△28,840
為替換算調整勘定	△28,840
III 新株予約権	83,897
IV 非支配株主持分	1,280,096
純資産合計	7,785,137
負債・純資産合計	17,362,039

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第83期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	
I 売上高		3,316,472
II 売上原価		3,028,190
売上総利益		288,281
III 販売費及び一般管理費		1,660,103
営業損失		1,371,822
IV 営業外収益		
受取利息	1,201	
受取家賃	3,895	
為替差益	28,353	
持分法による投資利益	101,196	
プリペイドカード失効益	2,614	
還付消費税等	35,340	
その他	8,768	181,370
V 営業外費用		
支払利息	99,979	
資金調達費用	29,866	
開業費償却	30,725	
その他	3,682	164,253
経常損失		1,354,705
VI 特別利益		
固定資産売却益	525,221	525,221
VII 特別損失		
減損損失	7,107	
新型コロナウイルス感染症による損失	349,160	356,267
税金等調整前当期純損失		1,185,751
法人税、住民税及び事業税		40,766
当期純損失		1,226,517
非支配株主に帰属する当期純損失		32,099
親会社株主に帰属する当期純損失		1,194,418

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年1月1日残高	8,534,406	2,646,000	△2,502,467	△1,033,537	7,644,401
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,194,418		△1,194,418
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,194,418	△0	△1,194,418
2020年12月31日残高	8,534,406	2,646,000	△3,696,886	△1,033,537	6,449,983

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
2020年1月1日残高	3,042	3,042	40,931	1,313,883	9,002,259
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△1,194,418
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	△31,882	△31,882	42,965	△33,786	△22,703
連結会計年度中の変動額合計	△31,882	△31,882	42,965	△33,786	△1,217,122
2020年12月31日残高	△28,840	△28,840	83,897	1,280,096	7,785,137

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第83期 2020年12月31日現在
資産の部	
I 流動資産	2,282,384
現金及び預金	1,128,022
売掛金	254,024
有価証券	240,215
関係会社未収入金	956,439
その他	256,734
貸倒引当金	△553,051
II 固定資産	7,823,152
1.有形固定資産	1,586,425
建物及び構築物	75,602
工具、器具及び備品	3,889
土地	1,506,932
2.無形固定資産	0
ソフトウェア	0
3.投資その他の資産	6,236,726
投資有価証券	880
関係会社株式	1,803,039
関係会社長期貸付金	910,329
その他の関係会社有価証券	3,761,491
長期未収入金	236,318
長期前払費用	4,169
その他	146,986
貸倒引当金	△626,489
資産合計	10,105,536

科目	第83期 2020年12月31日現在
負債の部	
I 流動負債	1,397,326
関係会社短期借入金	765,997
1年内返済予定の長期借入金	1,880
未払金	569,488
未払費用	1,993
未払法人税等	1,421
ポイント引当金	250
その他	56,294
II 固定負債	350,118
長期借入金	81,171
長期預り保証金	7,767
資産除去債務	26,000
その他	235,179
負債合計	1,747,444
純資産の部	
I 株主資本	8,274,194
1.資本金	8,534,406
2.資本剰余金	1,917,295
資本準備金	224,533
その他資本剰余金	1,692,761
3.利益剰余金	△1,143,970
その他利益剰余金	△1,143,970
繰越利益剰余金	△1,143,970
4.自己株式	△1,033,537
II 新株予約権	83,897
純資産合計	8,358,091
負債・純資産合計	10,105,536

損益計算書

(単位：千円)

科目	第83期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで	
I 売上高		954,412
II 売上原価		81,603
売上総利益		872,809
III 販売費及び一般管理費		575,293
営業利益		297,515
IV 営業外収益		
受取利息及び受取配当金	529	
受取家賃	8,259	
プリペイドカード失効益	2,614	
為替差益	5,852	
その他	2,605	19,860
V 営業外費用		
支払利息	1,095	
その他	1	1,097
経常利益		316,279
VI 特別損失		
子会社株式評価損	93,142	
匿名組合投資損失	1,774,326	1,867,468
税引前当期純損失		1,551,189
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		1,552,399

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
2020年1月1日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	408,429
当期変動額					
当期純損失 (△)					△1,552,399
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	△1,552,399
2020年12月31日残高	8,534,406	224,533	1,692,761	1,917,295	△1,143,970

(単位：千円)

項目△	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2020年1月1日残高	△1,033,537	9,826,594	40,931	9,867,526
当期変動額				
当期純損失 (△)		△1,552,399		△1,552,399
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			42,965	42,965
当期変動額合計	△0	△1,552,399	42,965	△1,509,434
2020年12月31日残高	△1,033,537	8,274,194	83,897	8,358,091

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 小笠原 直 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相馬 裕 晃 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 加藤 大 佑 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原 直	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	相馬 裕晃	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 大佑	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループの2020年1月1日から2020年12月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ監査役会

常勤監査役 杉戸 壽一郎 ㊟

監査役（社外監査役）遠藤 新治 ㊟

監査役（社外監査役）チェン・ワイハン・ボズウェル ㊟

(注) 監査役遠藤新治、監査役チェン・ワイハン・ボズウェルは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

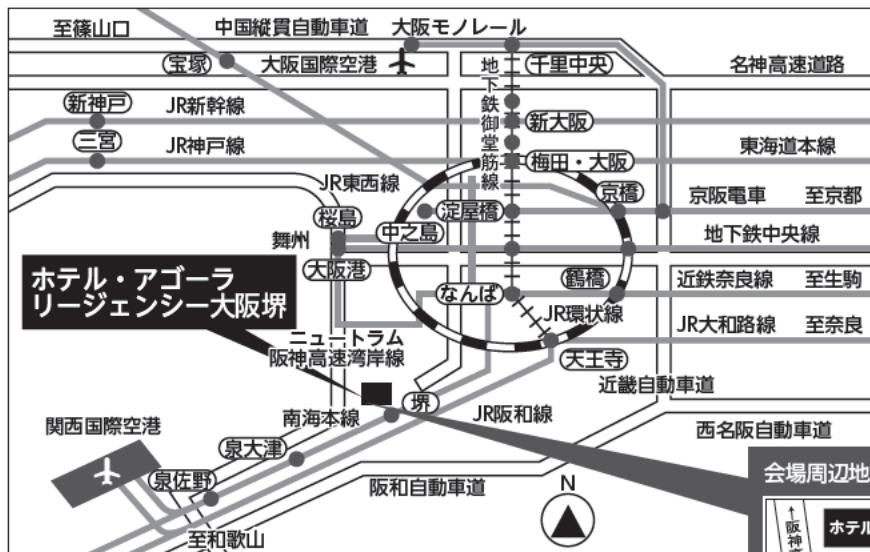
株主総会会場ご案内図

会場

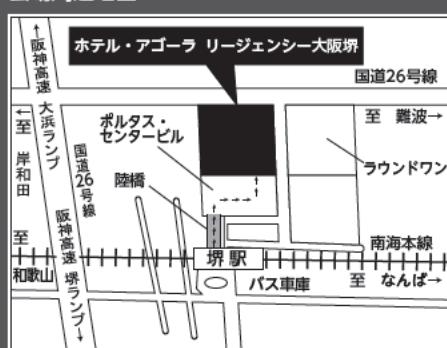
ホテル・アゴーラ リージェンシー大阪堺 3階 利休
大阪府堺市堺区戎島町四丁45番地の1 TEL 072 (224) 1121

交通

- ① 新大阪駅 → (地下鉄御堂筋線) → なんば駅 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約45分
- ② 関西国際空港 → (南海本線) → 堺駅 所要時間：約30分



会場周辺地図



※南海本線堺駅「西口」よりホテルへの連絡通路をご利用ください。(徒歩1分)
※本総会用に駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。